

山口県報

平成30年
4月13日
(金曜日)

目次

- 告示
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………
- 長門都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………
- 包括外部監査契約の締結(監査委員事務局)……………
- 公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………
- 雑報
県報の正誤(平成二十九年四月一日山口県訓令第三号)……………



山口県告示第百五十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年四月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

施術者の氏名	名称	所在地	指定年月日
上田 浩司	上田整骨院	宇部市西梶返三丁目九番四〇号	平成二八、一二、二二
山本 誠	大内みほり足裏整骨院	山口市宮島町二番一八号	平成三〇、三、一六

山口県告示第百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、長門都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年四月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 施行者の名称
長門市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
長門都市計画下水道事業長門市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和二十八年八月二十五日から平成三十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
長門市仙崎、東深川、西深川、深川湯本及び俵山

山口県告示第百五十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成三十年四月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
平成三十年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
古林 照己 下松市北斗町三番一〇三号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
各月ごとの概算払



(七四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年四月十三日から同年八月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年四月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス下関大和店

所在地 下関市大和町二丁目一四番二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 芙蓉総合リース株式会社 所 代表者の氏名
東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二 辻田 泰徳
三号

芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二 辻田 泰徳
三号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の住所	大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 芙蓉総合リース株式会社	変更前 東京都千代田区三崎町三丁目三番二 三号	変更後 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二 三号
-----------------------------	-------------------------------------	-------------------------------	---------------------------------

四 届出年月日

平成三十年三月二十三日

五 変更年月日

平成三十年一月一日

(七五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年四月十三日から同年八月十三日までの間、山口県商工労働部

商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年四月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス周東店

所在地 岩国市周東町下久原上市上六〇三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 芙蓉総合リース株式会社 所 代表者の氏名
東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二 辻田 泰徳
三号

芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二 辻田 泰徳
三号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の住所	大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 芙蓉総合リース株式会社	変更前 東京都千代田区三崎町三丁目三番二 三号	変更後 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二 三号
-----------------------------	-------------------------------------	-------------------------------	---------------------------------

四 届出年月日

平成三十年三月二十三日

五 変更年月日

平成三十年一月一日



正 誤

平成二十九年四月一日山口県訓令第三号（山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令）

ページ	段	行	誤	正
八	下	左から六	別表第三の9の表	別表第三の9の表建築指導課の部中11の項を10の項とし、12の項から16の項までを一項ずつ繰り上げ、同表。

平成三十年四月十三日印刷
平成三十年四月十三日発行

発行人 山口県知事